

番 号 : 20a00883

国 名 : キルギス

担当部署 : 経済開発部民間セクター開発グループ

件 名 : キルギス国チュイ州世界遺産を活用した地域開発・観光促進プロジェクト
詳細計画策定調査（環境社会配慮）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年2月上旬から2021年6月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 0.47M/M、合計 1.22M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 12月23日(水) (12時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参
いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021年1月22日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の
上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	環境社会配慮及びジェンダー主流化に係る各種調査
対象国／類似地域：	中央アジア/全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

キルギスには、シルクロード関連遺産を中心とした文化遺産が豊富に存在しているだけでなく、世界第2位の透明度を誇るイシククル湖をはじめとする自然資源にも恵まれている。キルギス政府の長期戦略である「2018～2040年国家発展戦略」においては、観光業の持続的発展は優先事業として示されている。外国人観光客数も年々増加傾向にあり、2008年は約240万人だったものが、2018年は約695万人と2倍以上の増加となっている。

本案件の対象地域であるチュイ州は、2014年に中国—カザフスタン—キルギスの三カ国を跨る世界文化遺産として登録された「シルクロード：長安＝天山回廊の交易路網」のうち、キルギス国内の構成要素のすべてが位置している。このことからわかるように、当該地域は天山山脈の北側を通る天山北路と天山山脈の南側を通る天山南路の交わるシルクロードの要衝の地として繁栄した。東にはイシククル湖、南には天山山脈が連なる当該地域の観光ポテンシャルは高い。一方で、当該地域の豊富な文化・自然資源を「観光資源」として活用し、観光を通じた地域経済の発展に貢献するような観光開発の推進は十分とはいえない。

その要因としては、当該地域の歴史的・文化的遺産の適切な管理・運営に関する法制度の未整備、地域経済に直接的な恩恵をもたらすような観光商品の不足、遺産の保護と活用の促進を推し進めることのできる人材の不足、マーケティング・プロモーション戦略の不在、及び地域住民の遺跡保存・観光開発に関する知識不足など、当該地域の観光開発、誘客力の向上には多くの課題が残っている。

このような状況下、上記課題を解決するためには、チュイ州の観光を持続的に発展させるための指針を定め、当該指針に基づく行動計画等を取り纏めたマスタープランを策定することが重要であるものの、文化・情報・観光省自身による策定は現状困難な状況であり、策定能力の強化が課題となっている。かかる背景のもと、策定作業を協働で実施することを通じて、文化・情報・観光省の観光開発に係るキャパシティ・デベロップメントを行うことを目的とする本事業が我が国に要請され、日本政府によって採択された。

これを受けてJICAは、2020年度内に詳細計画策定調査を開始し、2021年度に本格調査を開始することを予定している。

なお、環境社会配慮に関して、本格調査は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリBに分類されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組みや手続きを十分に把握の上、カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）に沿って、他団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の項目に係る調査、分析及び協議を行う。

- 1) 環境・社会面の法制度概要の調査
- 2) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案の作成
- 3) 情報公開用資料の作成

(1) 国内準備期間（2021年2月上旬～5月上旬）

- 1) 要請書・関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、要請背景・内容を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。特にプロジェクト対象地域には世界文化遺産「シルクロード：長安＝天山回廊の交易路網」の構成要素となる遺跡が含まれていることから、キルギスの文化財保護法だけではなく、UNESCO世界遺産条約を遵守する必要がある旨考慮すること。
- 2) 「環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領（2019年11月）」における、特に以下の点について情報収集・分析を行う。
 - ①ベースとなる環境及び社会の状況・法制度の概要
 - ②相手国の環境社会配慮制度・組織（環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概略を含む）
- 3) 上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。特に本格調査の中でマスタープランを策定するにあたり、アクベシム遺跡周辺に案内板の設置や、小規模なフィールドミュージアム（公民館機能含む）等をパイロット的に設置することが検討されていることから、右記内容を予備的スコーピングとして、これに基づく環境社会配慮のTOR案を作成するために必要な現地調査項目を明確にすること。
- 4) 必要に応じて、カウンターパート機関（文化・情報・観光省）や関係機関に対する質問票（英文）を作成し、出来るだけ事前に回収出来るよう前もって送付する。
- 5) 本格調査のR/D（Record of Discussions）案及びM/M（Minutes of Meetings）案（PDM、PO含む）の作成に協力する。
- 6) JICAによる対処方針（案）の作成に協力する。
- 7) 調査団との打合せのための勉強会、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2021年5月中旬～5月下旬）

- 1) JICAキルギス共和国事務所との打合せに参加する。
- 2) キルギス国関係機関との協議及び現地調査に参加し、予備的スコーピングの内容（位置、周辺環境等）を確認する。
- 3) 環境社会配慮に係る以下の調査を実施する。
 - ①環境・社会面の法制度概要の調査
 - ②予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案の作成（なお、ここで言う「予備的」とは、本開発計画調査型技術協力の結果として小規模なフィールドミュージアム（公民館機能含む）や案内板等の設置するこ

とが検討されていることから、その前の段階でいくつかの可能性を想定しスコーピングを行う事を指す。)

③情報公開用資料の作成

④質問票に基づく事項

4) 観光開発・文化財保護分野に関する以下の情報・資料の収集、現状の把握を行う。

①先方政府の要請の背景・内容

②観光開発・文化財保護の実施に係る中央政府の基本政策・計画、及び法制度

③土地取得に係る法制度

④観光開発に係る官民連携（PPP）に関する情報や関連する投資計画情報

⑤観光開発・文化財保護に係る下記組織の概要（組織図、部署別業務内容・職員数、財務状況・予算の推移）及び所掌

a. 文化・情報・観光省

b. チュイ州政府

c. その他国内準備期間での情報収集をつうじて確認された当該分野の関連組織

⑥観光開発・文化財保護分野における開発パートナーの協力概要

a. UNWTO

b. UNESCO

c. その他国内準備期間での情報収集をつうじて確認されたドナー等

e. NGO、等

⑦観光開発・文化財保護における課題

a. 組織体制

b. 技術（人的能力、既存施設・機材）

c. 資金

d. 法制度・規制

e. 意識啓発

f. 官民連携

5) ジェンダー主流化に係る以下の調査を実施する。

①キルギス国の観光分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項

②同分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点

③ジェンダーに関する要望や課題の分析及び取組みの必要性の検討

④本格調査における取組み（実施体制、社会調査方法等）の検討

6) 他の調査団員と協議の上、PDM（修正案）（英文・和文）、PO（修正案）（英文）、ミニッツ（案）（英文）の作成に協力する。

7) 担当分野に係る現地調査結果を JICA キルギス共和国事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2021年6月上旬～6月下旬）

1) 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

2) 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

3) 担当部分に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び環境社会配慮調査結果（英文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 調査計画・方針（英文）及び質問票（英文）
現地派遣開始3週間前までにJICA経済開発部へ提出する。
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案（和文）
- (3) 環境社会配慮TOR(案)、環境社会配慮調査結果(英文)
- (4) 収集資料一式
上記（2）、（3）及び（4）については、2021年6月16日までにJICA経済開発部へ提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊費等は契約に含む（見積書に計上すること）。
現時点で見積もりが取れる航空経路は限られるため、イスタンブール経由で見積書を作成すること。ただし実際の航空経路はJICAの指示に従うこと。なお、通常は航空経路は、①モスクワ、もしくは②ソウル・アルマティ、あるいは③ソウル・タシケント経路を標準とします。
- (2) 下記の経費については、総額160,000円（定額）を計上してください。
 - 1) 「資料翻訳費（露⇒日/英）」
当該経費は、プロポーザル提出時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で見積書に計上してください。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、合意できた部分について増額の契約変更を行います。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2021年5月10日～2021年5月23日頃を予定していますが、若干スケジュールが変更になる可能性があります。当機構の調査団員は本業務従事者から約1週間遅れて現地調査を開始予定です（詳細は今後日程の確定に伴い調整予定）。

本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やキルギス政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ① 総括（JICA）
- ② 協力企画/観光開発（JICA）
- ③ 評価分析（コンサルタント）

④環境社会配慮（コンサルタント）※本業務従事者

3) 便宜供与内容

JICAキルギス共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ①空港送迎：あり
- ②宿泊手配：あり
- ③車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- ④通訳傭上：英語/日本語⇄ロシア語/現地語を傭上します。
- ⑤現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けをが必要となる場合があります。
- ⑥執務スペースの提供：なし

(2) 参考情報

- 1) 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部民間セクター開発グループ（Email：edgps@jica.go.jp）にて配布。

- ・要請書
- ・案件概要表（案）
- ・カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）

- 2) 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAキルギス共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- 3) 不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

- 4) 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- 5) 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上